

## 令和2年度再商品化実施委託単価について

令和元年12月13日  
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

### ●「再商品化実施委託単価」算出の計算式

$$\text{再商品化実施委託単価} \textcircled{6} = \frac{\textcircled{1} \text{市町村からの引取り見込量} \times \textcircled{2} \text{再商品化事業者見込委託単価} + \textcircled{3} \text{協会経費} = \textcircled{4}}{\textcircled{5} \text{特定事業者等からの再商品化委託申込見込量}}$$

<令和2年度再商品化実施委託単価の算出根拠> (単価・金額共 消費税抜)

		①市町村 引取り 見込量 (トン)	②再商品化 事業者見込 委託単価 (円/トン)	③協会経費 (千円)	④再商品化 総費用 (千円) ≒ (①× ②) + ③	⑤特定事業者 等からの 再商品化実 施委託申込 見込量(トン)	⑥令和2年度 再商品化実 施委託単価 ≒④÷⑤ (円/トン)
ガラスびん	無色	106,000	5,400	82,992	655,392	154,900	4,300
	茶色	107,000	6,100	82,992	735,692	124,500	5,900
	その他色	132,000	10,100	82,992	1,416,192	103,500	13,700
PETボトル		9,300	53,000	1,158,849	*820,949	257,000	3,200
紙製容器包装		8,400	9,000	346,382	421,982	32,880	13,000
プラスチック製容器包装		663,654	53,000	738,000	35,912,000	741,000	49,000

注1) 上表の①引取り見込量及び②再商品化事業者見込委託単価は、協会が再商品化事業者へ委託料を支払う逆有償分が対象です。協会は有償分を含めて再商品化を実施し、別に有償分に係る収入が見込まれますが、当該収入は市町村に拠出されます。(PETボトル・紙製容器包装は、逆有償分のみ計上)

注2) 端数調整のため、(①×②) + ③が④と等しくならない、また、④÷⑤が⑥と等しくならないケースがあります。

\*PETボトルについて特定事業者が負担する費用は、再商品化委託費用492,900(千円)、協会経費1,158,849(千円)合算の1,651,749千円となりますが、令和2年度有償収入に関わる消費税相当額830,800(千円)を充当するため実質的な負担費用は、820,949千円となります。

(参考1) 平成31年度再商品化実施委託単価について

<平成31年度再商品化実施委託単価の算出根拠> (単価・金額共 消費税抜)

		①市町村 からの引取 り見込量 (トン)	②再商品化 事業者見込 委託単価 (円/トン)	③協会経費 (千円)	④再商品化 総費用 (千円) ≒ (①×②) + ③	⑤特定事業者 等からの 再商品化実 施委託申込 見込量(トン)	⑥平成31年 度再商品化実 施委託単価 ④÷⑤ (円/トン)
ガラスびん	無色	111,000	5,100	85,368	651,468	151,000	4,300
	茶色	113,000	5,800	85,368	740,768	124,000	6,000
	その他色	135,000	9,200	85,368	1,327,368	114,000	11,600
PETボトル		4,554	52,000	906,883	*505,986	258,000	2,000
紙製容器包装		4,400	6,500	350,248	378,848	31,900	12,000
プラスチック製容器包装		660,764	53,000	731,000	35,751,000	785,900	46,000

注1) 及び 注2) については上記と同様。

\*PETボトルについて特定事業者が負担する費用は、再商品化委託費用236,808(千円)、協会経費906,883(千円)合算の1,143,691千円となりますが、平成31年度有償収入に関わる消費税相当額637,705(千円)を充当するため実質的な負担費用は、505,986千円となります。